

第17回東村山駅西口公益施設運営検討会

日時:平成20年5月12日(月)第2委員会室 午後6:00~8:00

出席者:東村山駅西口公益施設運営検討会委員11名、指定管理者選定委員会委員3名、市長、東京ドームグループ、事務局

開会挨拶(会長)

出欠及び会議の公開

先日のプロポーザルにおいて選考された東京ドームグループより提案内容の詳細について説明を受けるが、まだ議会において正式に指定管理者として指定を受けていないため、本日は非公開とする。

市長挨拶

選定委員会において東京ドームが第1順位者として選定され、6月議会において指定の議決を受けるように準備を進めています。本日は選定委員会と運営検討会を合同で開催させていただくことになりましたのでよろしくお願ひいたします。

内容 「事」:事務局、「・」:委員、「東」東京ドーム

【利用料金の上限額について】

事 公の施設の使用の対価には市の歳入となる使用料と事業者の収入となる利用料がある。使用料は使用料審議会において審議を行うが、利用料はこの審議会の所掌事項に含まれていない。ただし、どちらも施設の利用の対価であることから、市民の意見を反映させるためご議論いただきたい。

利用料の上限額の算出については、他の施設の使用料と整合性を図るため、他の施設の使用料の算出方法に準じて算出する必要があると考え、使用料審議会において策定された「使用料・利用料の基本方針」に基づいて算出している。算出方法は、原価に負担割合を乗じて利用料の上限額を求める方法になる。この負担割合は、本施設の類似施設に合わせて70%としている。

各部屋の面積に基づいて上記金額を按分して、それぞれの利用料金の上限額を算出することになる。コンベンションホールと会議室については1時間当たり、マシジムとスタジオについては1日あたりの金額を上限額として算出している。原価については、指定管理者を募集する際に市が積算したものをを用いている。会議室の一部の時間帯について市の上限額が東京ドームの提案額を下回ったが、東京ドームと協議し市の積算にあわせてもらうことで概ね了解を得ている。

・ 年間開館日数が365日で計算されているが年中無休ということなのか。

事 東京ドームの提案では年中無休で運営するという事になっている。

・ 減価償却費の償却期間は何年間で計算しているのか。

- 事 48年間で計算している。
- ・ マシンジムとスタジオは、1回料金を払えば1日中いられるのか。
- 事 その通りであるが、1回退場した後に再入場ができるわけではない。
- ・ 東京ドームからはこういった時間帯での提案になっているのか。
- 事 コンベンションホールは朝6時から朝8時と朝8時以後5時間ごとに区切った時間帯で、会議室については朝6時から朝8時と朝8時以降2時間半ごとに区切った時間帯で提案を受けている。

#### 【選定の経過について】

- 事 平成19年9月議会において指定の手續に関する条例を制定し、12月3日から1月17日まで募集を行っている。その後資格審査を行い、1月29日・2月5日に選考を行い、第1順位者として東京ドームグループを決定した。6月議会において指定管理者が正式に決定することになる。

#### 【東京ドームグループの提案内容について】

- 東 東京ドーム株式会社、スポーツ施設の専門である後楽園スポーツ、ビル管理を専門とする総合サービスの3社で応募させていただいた。指定管理者の実績は多くあるが、代表的な事例としては東久留米市スポーツセンターがある  
本施設の事業計画としては、まず基本開場時間が平日は6:00から23:00、土日祝日が8:00から23:00とさせていただいた。  
コンベンションホール及び会議室については、利用料の上限額の説明にあった時間帯で貸し出しをする。また、施設の利用促進のため、各種講習、講演会、文化教室などを実施していくことを計画している。  
マシンジムの運営についても、平日の運営時間を6:00から23:00とし、各種分析機器を活用し体力測定などを行い運動プログラムを提供していきたい。また、通常のマシンのほか、高齢者用・障害者用のマシンも設置していく。  
スタジオもマシンジム同様の運営時間を考えている。幅広い教室プログラムの実施、障害者用・高齢者用のプログラムも行っていく。  
託児所を運営し施設利用者の利便性を高めると同時に、子供向けの運動プログラムや文化教室なども企画していきたいと考えている。この託児所は平日のみの運営とし、休日はフリーのキッズスペースとして開放する予定でいる。  
リラクゼーションスペースでは、無料マッサージ器を設置するほか有料でトリートメントマッサージコーナーも設置する。  
この計画を実際の利用者ニーズに合わせて適宜見直しを行い、市民満足度の高いサービスを提供していきたい。運営の結果生じた利益は50%を市に還元する。収支計画その他については資料の通りである。
- ・ 利用料金は他の施設と比較するとどの程度なのか。

- 東 東久留米スポーツセンターと同額で設定させていただいている。
- ・ 東久留米との共通利用券の提案は市同士の取り決めが必要なのではないか。
- 東 多摩六都では、互いに市内料金で利用できるという取り決めがある。これに伴って行くことを考えている。
- ・ 東久留米スポーツセンターと本施設の相互利用は効果があるのか。
- 東 利用者が多いとは考えていない。本施設はこれまで運動に取り組めなかった人に運動機会を提供することを目的としている。この施設を活用していく中でより高いレベルの運動を求めようになった方に、東村山のスポーツセンターや東久留米のスポーツセンターの利用を促すような道筋を用意していく必要があると考えたものである。
- ・ 東久留米市民の利用が多くなって東村山市民が利用できないことはないか。
  - ・ 多摩六都で既に相互利用が行われているが、体育施設ではマシジムやスタジオなどの個人利用は市内料金で利用できるという取り決めに締結している。しかし会議室などはその取り決めの中に入っていない。
  - ・ この場合、定期券を東久留米で購入した人が東村山の施設を使うことになるため、東村山には収入がないことになるのではないか。
- 東 東久留米市には了解を得ている。運営方法は今後協議になると考えている。
- ・ 一企業としては幾つか施設を持っていて共通の利用券を発行しても一企業の収入であるわけだから問題ないと思うが、この場合には別の市の収入になってしまうので問題はないのか。
- 事 収入は利用料金として指定管理者の収入になるので、どちらの市の収入になるという考え方がない。
- ・ 東久留米市との関係では、確かに東久留米市の市民が利用することになるが、より多くの方にこの施設を訪れてもらうことは、東村山駅周辺の活性化につながることはないか。相互利用の問題については今後協議していく必要があると思うが、協定の中で取り決めがされるようになる。
  - ・ スタジオの運営でプログラムを行っていない時間帯についてはどうするのか。
- 東 スタジオ及びマシジムの利用者が自由に使えるスペースとして開放する。
- ・ 専門家による各種相談会の開催があるが、スポーツセンターで現在行われている栄養士による相談などとは差別化が可能なのか。
- 東 スポーツセンターやその他の市の施設で行っているものと重複しないように連携をとっていきたい。
- ・ 日本栄養士会では各市町村に栄養ケアステーションを立ち上げようという動きがある。既に23区の一部にはできているが、そういった拠点になればいいと思う。
- 東 市と協議をしていく必要がある。そういう方針で進めるような指示があれば当然その指示に従うつもりでいる。